

年間報酬の平均額での定時決定(算定基礎届)について

Q. 当社では定時決定の算定期間である4月から6月は、例年残業が集中し、その残業代により報酬額が高くなりがちです。この期間の報酬額をもって定時決定をされるとそれ以外の残業がほとんどない期間において、実際の給料と保険料が見合っていないと感じています。これを解消する特例はありませんか？

A. このような場合、一定の要件を満たすことで、本来の算定対象期間である4月から6月でなく、申立てにより、年間平均で標準報酬月額を算定することができます。

定時決定の趣旨は、年に一度、実際に支払われている報酬に見合った標準報酬月額に見直すことです。ですから、繁忙期が定時決定の算定対象時期と重なり、それ以外の期間と労働密度や報酬の程度に明確な差がある場合はこの申立をするのは有効です。一方で単に保険料を引き下げたいという目的はこの申立の趣旨に合いませんので認められません。通常の方法による定時決定では不当である旨を示す必要があります。

要件は次のとおりです。

- ① 通常の4月、5月、6月の3ヶ月間の報酬を基に算出した標準報酬月額と、年間平均(前年7月から当年6月までの期間)で算出した標準報酬月額との間に2等級以上の差がある
- ② それが業務の性質上例年発生することが見込まれる
- ③ 被保険者の同意がある。

標準報酬月額は毎月の保険料や年金給付、ならびに健康保険(協会けんぽ等)からの保険給付などに影響しますので従業員に充分説明の上、同意を得る必要があります。

今回のようなケースが当てはまる事業所はままありますので、ぜひご相談ください。

【保険者算定(年間平均)の手続きについて】

1 提出書類等

①「健康保険・厚生年金保険被保険者月額算定基礎届」

※ ⑮備考欄の“8. 年間平均”を○で囲んでください。

②①の届書に(様式1)及び(様式2)を作成して、必ず添付し提出してください。

③・[\(様式1\)「年間報酬の平均で算定することの申立書」](#)

・[\(様式2\)「保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額と比較及び被保険者の同意等」](#)

※必要に応じて、賃金台帳等の資料をご提出いただく場合があります。

(例:例年発生することが見込まれることを確認する必要がある場合など)

2 保険者算定が認められる要件等

要件等	①「通常の方法で算出した標準報酬月額」(※1)と「年間平均で算出した標準報酬月額」(※2)の間に2等級以上の差が生じた場合であって、
	②この2等級以上の差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合
	③さらに、被保険者が同意していることが必要

(※1)「通常の方法で算出した標準報酬月額」とは、当年4月～6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額(支払基礎日数17日未満の月を除く。)

(※2)「年間平均で算出した標準報酬月額」とは、前年の7月～当年の6月までの間に受けた報酬の

月平均額から算出した標準報酬月額(支払基礎日数17日未満の月を除く。)

3 保険者算定(年間平均)の対象範囲等

対象となる場合	①当年3月までに資格取得された方(支払基礎日数は17日以上必要。)
	②当年7月1日時点で一時帰休が解消される見込みがある場合で、当年4月～6月までのうち、一時帰休に伴う休業手当等が支払われなかった月における報酬月額の平均と、前年7月～当年6月(一時帰休に伴う休業手当等を受けた月は除く。)までの報酬月額の平均を比較して、標準報酬月額等級区分に2等級以上の差が生じる場合
	③1等級の差でも以下の場合、対象となります。 <u>＜健康保険の場合＞</u> (イ)4～6月の報酬月額の平均と前年7月～当年6月までの報酬月額の平均のいずれか片方の月額が 141.5 万円以上、もう片方の月額が 129.5 万円以上 135.5 万円未満の場合 (ロ)4～6月の報酬月額の平均と前年7月～当年6月までの報酬月額の平均のいずれか片方の月額が 5.3 万円未満、もう片方の月額が 6.3 万円以上 7.3 万円未満の場合

	<厚生年金保険の場合> (イ)4～6月の報酬月額の平均と前年7月～当年6月までの報酬月額の平均の、いずれか片方の月額が 66.5 万円以上、もう片方の月額が 60.5 万円以上 63.5 万円未満の場合 (ロ)4～6月の報酬月額の平均と前年7月～当年6月までの報酬月額の平均の、いずれか片方の月額が 8.3 万円未満、もう片方の月額が 9.3 万円以上 10.1 万円未満の場合
対象とならない場合	①前年の7月～当年の6月までの支払基礎日数が17日未満の月のみの場合
	②「通常の方法で算出した標準報酬月額」と「年間平均で算出した標準報酬月額」の間に2等級以上の差が生じない場合
	③「通常の方法で算出した標準報酬月額」と「年間平均で算出した標準報酬月額」の間に2等級以上の差が業務の性質上例年発生するものでない場合
	④被保険者の同意がない場合
	⑤当年4月～5月に資格取得された方(一年間の報酬月額の平均の計算対象となる月が一月も確保されていないため)
	⑥当年7～9月に被保険者報酬月額変更届による随時改定を行った場合
	⑦当年7月1日時点で一時帰休が解消される見込みがない場合

4 その他

厚生年金基金又は健康保険組合に加入している事業所は、加入しているそれぞれの厚生年金基金又は健康保険組合へ書類を提出する必要があります。

日本年金機構ホームページ

「定時決定のため、年間平均の手続きを行うための詳細説明(ケース 4-1、4-2)」より